

取扱区分：「公開」

令和3年第3回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年3月10日（水）10時00分

於：周南市役所 1階多目的室

令和3年第3回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年3月10日(水) 午前10時03分～10時45分

2 場 所 周南市役所 4F 防災対策室

3 出席者等

(1) 出席委員

第1番	あき 秋	さだ 貞	けい 啓	こ 子	君	第2番	あり 有	ま 馬	とし 俊	まさ 雅	君
第3番	いわ 岩	た 田		みのる 実	君	第4番	さ 佐	いき 伯	とも 伴	あき 章	君
第5番	しら 白	いし 石	じゅん 純	じ 治	君	第6番	たか 高	ほし 橋		めぐみ 恵	君
第7番	た 田	なか 中	えい 栄	さく 作	君	第8番	とし 歳	みつ 光	とき 時	まさ 正	君
第9番	の 野	むら 村	くに 邦	ゆき 幸	君	第10番	はやし 林		しゅん 俊	いち 一	君
第11番	はら 原	だ 田	まさ 雅	ゆき 之	君	第12番	ひろ 弘	なか 中		ひさし 壽	君
第13番	ふじ 藤	い 井		たかし 孝	君	第14番	ふじ 藤	わら 原	のり 典	こ 子	君
第15番	まつ 松	だ 田	たか 孝	ゆき 行	君	第16番	やま 山	さき 崎	みつ 光	お 夫	君
第17番	かさ 笠	い 井	やす 保	お 雄	君 (会長職務代理者)						
第18番	やま 山	した 下	とし 敏	ひこ 彦	君 (会 長)						

(1名欠員)

(2) 欠席委員

なし

(3) 事務局職員

局 長	久 野 哲 郎	次 長	原 田 省 二
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ

(4) 関係部署職員

産業振興部農林課 課 長 河 津 浩 之 主 査 堀 熊 純 一

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第6号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第7号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第9号	許可取消申請について	1件
議案第10号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について	2件
議案第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	278件

第3 報告事項

報告第11号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	5件
報告第12号	農地法第4条第1項第2号の規定による農地転用届出について	2件
報告第13号	農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第14号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第15号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	6件
報告第16号	現況が農地でないことの証明について	8件

事務局長

皆さん、おはようございます。

まず、既にお配りしております議案書につきまして、訂正が5箇所ございます。

本日、正誤表をお配りしておりますので、恐れ入りますが、そちらの方で、ご確認いただきたいと思います。

お詫びして訂正させていただきます。

それでは、携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18名中18名で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時03分～）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和3年第3回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第1番 ^{あきさだ} 秋貞 ^{けいこ} 啓子 委員、第7番 ^{たなか} 田中 ^{えいさく} 榮作 委員、のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の1ページ、議案第6号は、1議案3件です。

まず番号1番をご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、3筆の7、795平方メートルでございます。

なお、この中の2筆は、登記地目が山林ですが、現況は耕作され樹園地となっておりますことから、この度の申請に含めております。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢により耕作が困難であり、譲受人はイチゴの栽培を行うために取得するものです。

取得後の農地は約478アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番 高橋委員

1番について2月23日に譲受人と現地にて確認いたしましたので、報告いたします。

譲渡人とは電話にて確認いたしました。

譲受人は同地区において、ぶどう・梨を中心に観光農園を営んでおります。

昨年よりイチゴ栽培も始め、今の時期収穫、観光をしております。

申請地は譲受人が利用権を設定して耕作しており、譲渡人も高齢になってきたこともあり、今回の申請になりました。

10954-8と10954-9は登記上、山林になっておりますが譲受人が開墾して農地として利用しています。

2893-1の田も長いこと耕作されていなかったのを譲受人が開墾して合わせて耕作しています。

現地はブルーベリーを10アール、40メートルのイチゴハウスを2棟栽培しており、今年は新たに60メートルのイチゴハウスを2棟増設しています。

一部、斜面がきつい所や、風よけの役割など、そのままの部分もありますが農地を守るために致し方ないと思われまます。

数年かけて申請地を開墾され、かなりの労働をかけられております。

書類等も完備されていますので、問題ないと思われまます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第6号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第6号、番号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第6号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

続きまして番号2番をご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、2筆の314平方メートルでございます。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は今後耕作する予定がなく、譲受人は経営規模拡大のため取得するものです。

取得後の農地は約113アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番 弘中委員

去る2月28日現地確認を、譲受人、譲渡人双方より所有権移転の意思を確認いたしました。

現況は畑地状態の農地です。

当農地を取り巻く周囲は水路、農作道も完備されており耕作上問題ないと確認されます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第6号、番号2番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第6号、番号2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第6号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

続きまして番号3番をご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、2筆の4, 792平方メートルでございます。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は経営規模や経営圃場の整理のため譲り渡し、譲受人は経営規模拡大のため取得するものです。

取得後の農地は約78アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長 (山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番 佐伯委員

議案6号3番について現地調査報告をします。

譲渡人とは電話にての確認となりましたが、譲渡人は会社経営されており、経営上、農地が遠隔地でもあり維持管理が困難で圃場整理をしたいため譲受人に譲りたいとの事でした。

譲受人とは現地にて話し、現在、法人に在籍し自己農地も維持されており、経営規模拡大も考え農地を譲り受けたいとの事でした。

取得圃場は今後も法人に貸し出しの形で維持されるそうで、許可しても良いかと思っておりますので、審議の程よろしくをお願いします。

議長 (山下会長)

ありがとうございました。

ただ今の議案第6号、番号3番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号、番号3番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第6号、番号3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の2ページ、議案第7号は、1議案1件です。

申請人は、記載のとおりで、須々万地区の農業の存続と継承のため、穀物乾燥調製施設いわゆるライスセンターや事務所を設置するものです。

申請地は、須々万支所から南へ約1.4キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、平面図、立面図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業振興地域内の農用地区域となります。

本来、農用地区域の農地を転用するにあたっては、まず、農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農用地除外を行うところですが、本件は、農用地区域に定める農業上の用途区分を農地から農業用施設用地へ変更する、いわゆる軽微な変更該当するため、農用地除外には当たらず、既に2月8日付けで、この変更は、なされております。

農地転用の確実性につきまして、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番 有馬委員

2番の有馬です。

第1番について去る1月23日、申請人に確認するとともに現地を確認しましたので報告します。

今回の申請はライスセンターの設置を目的とするものです。

周辺農家から現状の地区内のライスセンターでは受け入れに限界があり、新たにライスセンターを設置してほしいとの要望があり、耕作予定のない土地を活用し設置するとのことでした。

現地は草刈りもされきちんと管理されていました。

現地は地目は田ですが、水が無いことから10年前から酪農家に委託され牧草を植えていたそうです。

しかし、2年前からはその必要もなくなり現在は何も植えてないとの事です。

現地は小高い所にあり、また造成もしないことから周辺農地に影響はないと思われそうです。

地区内の農業振興にも寄与するものであり、特に問題は無いと考えます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第7号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第7号、番号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の3ページ、議案第8号は、1議案3件です。

まず番号1番をご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良い申請地を購入し、パネル設置面積463.78平方メートル、パネル枚数280枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲受人は、再生可能エネルギーの普及に貢献したいが所有する土地がないため、譲渡人は、高齢のため今後も農業を行う見込みはなく、農業後継者もおらず有効活用のため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛総合支所から北へ約1.2キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番 笠井委員

第17番の笠井です。

第1番について去る2月22日現地調査をしました。

申請人には電話にて意思確認いたしました。

なお事前に事務局とは一緒に現地調査は済んでいました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明の通りで間違いありません。

申請地は地目は田で長期間、休耕されていて現況は申請地の二分の一位は草を刈って管理されていましたが、残りは雑草が生えていて竹も生えていました。

譲渡人は高齢の為、今後も農業を行う見込みはなく農業後継者もいないので譲受人に太陽光発電設備用地として有効活用してもらおうと考えましたと

の事で、譲受人は太陽光発電設備による売電事業を通じて再生可能エネルギー普及に貢献したいが所有する土地が無くて、叔父である譲渡人も今後農業に従事する事が出来ないとの事で譲り受けて、太陽光発電システムを設置することにより安定した収入を得ることが出来る。

申請地は当事者の必要な面積、日照状況、電力会社との契約に関する条件が満たされていて、又、近隣の農地や住民に対して影響は無いと思われるため、該当地を選定したとの事でした。

今回の売買は叔父から甥への譲渡で、又、隣接する住家も親族の方で会って話を聞きましたが問題なく、提出書類も揃っていて何ら問題ないと思われ
ます。

ご審議の程宜しくお願い致します。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第8号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第8号、番号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第8号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

続きまして番号2番をご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良い申請地を購入し、パネル設置面積708.4平方メートル、パネル枚数440枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は農業をする予定がなかったところ、譲受人が太陽光発電施設用地を探しており、申請地が適していたため、この度の申請になったものです。

申請地は、菊川支所から北東へ約2.5キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

なお、申請地北側に農業用倉庫がありますが、転用後は、資材置場として活用を図ります。

また、北側の余り地は、土地の形状がパネル設置に適さないため、草刈りをした草置場として使用いたします。

農地転用許可基準につきましては、農地区分が農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番 藤原委員

14番、藤原です。

議案第8号2について3月9日に現地調査を行い、申請者双方の代理人である行政書士の方に電話で聞き取り調査をしましたのでご報告いたします。

申請地は草が生い茂っており休耕地です。

西側には川があり東側は公道に接しており雨水は自然流下で農業用排水路である河川に放流されます。

整地だけで、盛土等造成はしないとのことなので隣接農地等への土砂の流出などの災害発生等は無いと思われま

す。譲受人は東京都千代田区に本社を置き、太陽光発電の設計、施工、保守、販売等を行う会社で、用地の代替性については他の土地も検討したが売買交渉がまとまらなかった。

申請地は日当たりが良く太陽光発電用地として最適だったので決定したとの事です。

太陽光発電設備設置後は3～4ヶ月に1回程度草取りやメンテナンスを行

うとのことです。

譲渡人は、夫はすでに亡くなっており子供が居ないので一人暮らしです。

高齢になり耕作や草取りが困難になって来たので譲受人に譲り渡すことにしたそうです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第8号、番号2番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第8号、番号2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第8号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

続きまして番号3番をご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良い申請地を購入し、パネル設置面積538.26平方メートル、パネル枚数244枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲受人は中国地方で太陽光発電事業を展開しており、申請地が条件に適していること、譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、高齢で遠方に居住しており、今後の管理が困難なため、譲受人の要望に応じ、この度の申請になったものです。

申請地は、鹿野総合支所から西へ約660メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきましては、農地区分が農業公共投資の対象になって

いない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番 林委員

林です。

議案第8号3番について補足説明いたします。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による、権利移動許可申請になります。

去る2月24日に譲渡人と譲受人とは遠方のため電話連絡にて確認いたしました。

現地は去年まで水稲作付されていましたが、去年のウンカ被害と自宅から遠いとのこともあり、止めるつもりだったとの事です。

そこへ太陽光発電業者さんから要望があり譲渡すとのことです。

必要書類も完備されており何ら問題も無いと思われれます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第8号、番号3番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

野村委員どうぞ

第9番 野村委員

太陽光パネルの発電ですけど、枚数が違うけど発電能力が全部一緒というのとは何か意味があるんですか。

50キロワット以下になっていますが。

議長（山下会長）

事務局どうぞ

事務局

太陽光パネルの発電能力は枚数が多ければ70キロワット、80キロワットと増えるんですが、50キロワットを超えたときに自動的に制御して70キロワット発電しても50キロワットしか出力が出ない様な仕組みになって

おります。

電気事業法とか諸々の法律の関係で50キロワットというのが、一つの区切りになっております。

以上でございます。

議長（山下会長）

よろしいでしょうか。

他にご意見はございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号3番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第8号、番号3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第9号「許可取消申請について」の番号1番を議題いたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の4ページ、議案第9号、番号1番は、令和3年1月総会の議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」におきまして、許可をいただいた案件の取消申請でございます。

許可の内容は、協議離婚による財産分与及び取得によるものでしたが、この度、協議離婚を取り止めたため、本件許可を取消申請するものです。

本件の手続きに関しましては、県にも確認しており、許可を取り消すことにつきましては、妥当であると考えております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第9号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号、番号1番について採決を行います。

承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第9号、番号1番は承認と決定いたします。

続きまして、議案第10号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の5ページ、議案第10号、周南市長より、農業振興地域の整備に関する法律第8条に規定する農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更についての意見を求められましたので、ご審議をお願いいたします。

今回は、除外が2件でございます。

議長 (山下会長)

この諮問について、農林課の説明を受け、地区担当農業委員から現地調査の結果や、ご意見を頂いた上で、決定を行いたいと思います。

まず、番号1番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

農林課 河津課長

農林課長の河津でございます。

よろしくをお願いいたします。

議案第10号農業振興地域整備計画の変更については、1月末までに2件の除外の申出があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1番の除外についてですが、本件は事業者が近隣でお寺をされており、家が絶えることでの無縁仏の増加に伴い、既存の墓地からも近い申出地に無縁墓を設置したいとの申出です。

申出地は、和田支所から南に約4.5キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真については、配付資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の北側と南側は農地、西側は山林、東側は国道に面しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認してい

ます。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

続きまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び除外に関するの意見をお願いいたします。

第13番 藤井委員

3月4日農林課、農業委員会事務局と私とで現地調査を致しました。

当事者から提出された書類に不備はみわたらず、農振除外に関するの諸条件は満たして除外後の農地転用の見込みもあり、農振除外は妥当だと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第10号、番号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に、発言がないようですので、議案第10号、番号1番について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第10号、番号1番は、特に意見がない旨、市長に答申いたします。

次に、番号2番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

農林課 河津課長

続きまして、2番の除外についてですが、本件は祖母の所有する農地の一部に孫夫妻が自己用住宅を建築したいとの申出です。

申出地は、熊毛総合支所から東に約1.5キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真については、配付資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の南側は山林、北側は市道を挟んで山林、西側は農地、東側は宅地に面しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

続きまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び除外に関する意見をお願いいたします。

第17番 笠井委員

第17番の笠井です。

第2番の議案について去る3月1日、事務局と農林課とで現地調査、申請人は高齢の為、電話で意思確認を致しました。

申請地の位置、申請内容については説明の通りで間違いありません。

申請地の地目は田ですが、山間に位置し水利の便が悪く長い間、作付けされていませんでしたが、年数回草を刈って農地管理されていて草はきれいに刈ってありました。

申請者の孫娘夫婦は現在アパート住まいをしていて、この夏、子供が生まれ手狭となるので住宅を建築する所有地も無く、祖母、両親の面倒を見るため実家近くに居を構えたく今回の申請地を選定したとのことです。

この地域も中山間地域で高齢化が進み、人口減少、空家が増える中、若い人が帰ってきて子供が増えることは大変喜ばしい事だと思います。

申請地は農地性も低く他の農地、農業施設に及ぼす影響もないことから、農用地除外について何ら問題ないと思われれます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第10号、番号2番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、議案第10号、番号2番について採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第10号、番号2番は、特に意見がない旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

続きまして6ページから64ページ、議案第11号、周南市長より、農用地利用集積計画案についての決定を求められましたので、ご審議をお願いいたします。

議長（山下会長）

この議案についても、農林課の説明を受け、決定を行いたいと思います。それでは、説明をお願いします。

農林課 河津課長

それでは議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は1月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議ご決定をいただきまして、4月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地域84件、新南陽地域10件、熊毛地域77件、鹿野地域107件の合計278件、593筆に別紙の正誤表の番号278の1筆を追加した合計278件、全594筆の案件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付が272番から278番までの長穂地区、三丘地区、八代地区のもので7件15筆です。

議案書の14筆と別紙の正誤表の番号278の1筆追加分となります。

農地中間管理機構からの転貸先につきましては、272番が農事組合法人長穂、273番が農事組合法人東千田郷、274番から278番が農事組合法人ファームつるの里となっております。

説明は以上となります。

議長（山下会長）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第11号の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、議案第11号について採決を行います。

決定することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第11号は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第11号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして65ページから66ページ、報告第11号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は5件ございました。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第11号を終わります。

続きまして、報告第12号「農地法第4条第1項第2号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして67ページ、報告第12号は、山口県から農業委員会へ農地を転用する届出を提出することで許可は要しないとされているもので、今回は2件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書

類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第12号を終わります。

続きまして、報告第13号「農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして68ページ、報告第13号は、農業委員会に文書を提出することで、許可は要しないとされているもので、今回は農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設への転用の1件でございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第13号を終わります。

続きまして、報告第14号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして69ページ、報告第14号は、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため権利を取得することについては、農地法第5条第1項第7号に規定され、許可は不要とされており、今回は3件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第14号を終わります。

続きまして、報告第15号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして70ページから71ページ、報告第15号は、農業委員会に文書を提出することで許可は要しないとされているもので、今回は農地法施行規則第53条第5号に規定された市が行う農地災害復旧工事のための転用及び第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局等の設置のための転用の、計6件ございました。

なお、番号2番は、恒久転用となります。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第15号を終わります。

続きまして、報告第16号「現況が農地でないことの証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして72ページから73ページ、報告第16号は、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき証明をするもので、今回は8件ございました。

内容は記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

なお、番号2番の農用地1筆につきましては、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画の随時変更を行い、除外されるものです。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第16号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第3回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前 10時 45分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年3月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 秋 貞 啓 子

委 員 田 中 榮 作